

令和8年度

第27回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年8月25日

東松島市農業委員会

令和8年度第27回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年8月25日（火） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 令和8年度全国農業新聞普及計画（案）について

日程第9 議案第5号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	—	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵	7 番	菅 井 賢 治

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
事務局長補佐	安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第27回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： － 会長挨拶 －
－ 会長の動向報告 －

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。
本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、7番菅井賢治委員から欠席届が出されております。
ただいまの出席委員は16名中13名であります。定足数に達しておりますので、これより第27回東
松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、14番今野嘉彦委員、15安部俊郎委員のお二人を指名したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、大塩字新道70、1、330㎡、解約届出日は令和8年7月13日、借人の都合による使用
貸借の解約でございます。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地転用制限の例外規定による届出について、
を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字照井前西41-3、235㎡。

土地改良事業に伴う埋蔵文化財調査のため。現在の状況は休耕畑。令和8年8月6日届出受理。一時転用、期間としては5ヶ月。事務所や休憩所として、プレハブの建物2棟、倉庫1棟、仮設のトイレ2棟を設置する予定となっております。位置図は3ページとなります。農地区分については第1種農地となります。

説明としては以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。
その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字館前243-2、679㎡。

農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、平成13年頃、南側に自動車整備会社が開業した時点で、耕作が行なわれておらず、車両の仮置き場として使用させていた。その2～3年後からは板金塗装会社が業務地として使用していたが、事業者死亡により廃業しており、廃業に伴い残材等が残されている状況から、今後も農地として使用することはないとして、非農地証明願を提出するものです。位置図は5ページとなります。農地区分としては北側に集団的な農地があるため第一種農地としての括りになります。

説明としては以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員、14番今野嘉彦委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年8月22日。転用された日が平成10年から平成13年頃。現在の利用状況は、雑種地。転用した理由は、自動車整備会社が農地の南側に開業したことにより、農地への出入が困難になり、今後も農地としての体になされない状況である。今後は自動車整備会社での管理を託したいとのこと。総合意見として、適当と思われます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１を非農地証明願のとおり証明することに決定します。
次に、日程第６、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について、を上程いたします。その１を事務局から説明願います。

○事務局長： その１、矢本字一本杉２４３―３ 外 計１１筆で１３，９５７㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和８年８月２４日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が規模縮小、受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約６．５ｋｍ。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その１を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１を許可することに決定します。
次に、その２を事務局より説明願います。

○事務局長： その２、小松字上砂利田４０―７ 外 計２筆で１，４７０㎡。贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 １２番佐藤祥委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和８年８月２０日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、複合経営で水稻、露地野菜です。通作距離は、１ｋｍ。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長： その3、宮戸字椿168―1 外 計3筆で5,343㎡。使用貸借権設定10年間となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 2番門馬宏之委員は欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年8月22日。権利の種類は使用貸借権設定10年間。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、大豆の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。
次に期間満了による再設定を上程いたします。事務局よりその4からその9を説明願います。

○事務局長： その4からその9の借人についてはいずれも同一法人で権利については10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その４、宮戸字椿１７０―９、１、７８２㎡。
その５、宮戸字椿１７４―５、１、８０５㎡。
その６、宮戸字椿１８５―６ 外 計 ２筆で８６６㎡
その７、宮戸字椿１７７―４、１、８０１㎡。
その８、宮戸字椿１８０―５、１、８１９㎡。
その９、宮戸字椿１８４―６、１、８０１㎡。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その４からその９を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その４からその９を許可することに決定します。

次に、日程第７、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その１について事務局から説明願います。

○局長補佐： その１、大島字大塩沖下４１―１ 外 計２筆で２、２５５㎡。転用目的は、通路及び庭。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転となります。位置図は１０ページとなります。農地区分は、第２種農地であります。周辺は山林及び宅地等に囲まれておりまして、隣接する農地につきましても段差があつて農業用機械の通行ができないため、小規模で生産性の低い農地ということで宮城県とも調整を諮っております。こちらに関しては譲渡人の父がお亡くなりになり、宅地とセットで売買したいという話になっております。

説明としては以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 ４番秋本まゆみ委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和８年８月２０日。転用目的は、所有権移転、売買。中古住宅を探していたところ、宅地、居宅、農地を購入することとなった。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2及びその3は関係がございますので一括して上程いたします。事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、高松字西風74-3、208㎡。転用目的は、太陽光発電用地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転となります。その3、高松字西風75-1、2、702㎡。転用目的は、同じく太陽光発電用地。現在の利用状況は、休耕中。25年間の賃借権設定となります。位置図は11ページとなります。その1とその2については譲受人については同一ですが、権利の区分設定が異なるため、別々の申請ということで受理いたしました。東側にまとまった集団的農地がありますが、こちらを下するのに100m以上の迂回が必要であり、北側の部分に関しては山林や宅地の部分に囲まれていることから、残った農地につきましては大規模な集団的農地とは言えない状況のため、生産性の低い小規模な農地であり、農地区分については、第2種農地ということで宮城県と調整を諮っております。

説明としては以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 5番三浦牧恵委員、は本日欠席ですので事務局より査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

その2、その3について調査年月日は、令和8年8月23日。転用目的は、太陽光発電施設の建設のため。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2、その3を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2、その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8、議案第4号 令和8年度全国農業新聞普及計画（案）について、を上程いたします。事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は12ページとなります。全国農業新聞につきまして、毎年、年間の計画を立てて、一人でも多くの方に購読していただくように活動をしていくこととなっております。

8月12日、年間計画の素案作成。本日8月25日、定例総会において年間計画案の提出。10月23日の合同会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員に普及推進依頼をし、10～翌年2月に随時個別訪問等による普及活動。1月22日の定例総会にて、進捗状況確認し、最終的に3月25日の定例総会において、今年度の普及部数の報告を行う計画案となっております。

全国農業新聞から宮城県農業会議を通じて、目標部数として全委員の購読と1委員あたりお一人の新規購読者を確保していただきたいと要望がございます。ですので、本委員会につきましては、年度内に27人の新規購読があればというところですが、なかなか厳しい部分かとは思いますが、お声がけをいただいて興味のある方がいらっしゃいましたら、詳しい説明については事務局の方で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和8年度全国農業新聞普及計画（案）について、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和8年度全国農業新聞普及計画（案）について、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第9 議案第5号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を上程いたします。

7月に開催した合同会議において、事務局より一度説明をしていますので、前回からの変更点のみ事務局から説明をいただきます。

○事務局長： 前回の合同会議の際に大山委員から意見があった部分について17ページ網掛の部分について、もう少し解りやすくなればということでご意見をいただきましたので、修正を加えております。

修正箇所としては以上となります。

最終的な決定を頂ければと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、意見交換に入ります。ご意見ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 意見なしと認め、採決いたします。承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、

原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第27回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時18分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年8月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 14番 今野 嘉彦

署名委員 15番 安部 俊郎